

平成 21 年第 4 回多賀城市議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 21 年 11 月 27 日（金曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

健康課長 紺野 哲哉

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開会

○議長（石橋源一）

皆さん、おはようございます。

11 月霜月も残り少なくなり、間もなく師走を迎えます本日、臨時議会の御案内を申し上げましたところ、全員の御出席をいただきまして、ありがとうございました。どうぞ慎重なる御審議をお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきますと思います。

これより平成 21 年第 4 回多賀城市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において小嶋廣司議員及び竹谷英昭議員を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（石橋源一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定をいたしました。

---

○議長（石橋源一）

この際、御報告を申し上げます。

去る 11 月 24 日、会派異動の関連で、板橋恵一議員、竹谷英昭議員から、申し合わせ事項に基づき、議会運営委員会委員を辞任したい旨、申し出がありましたので、委員会条例第 13 条の規定により、これを許可いたしました。

また、同日付で、板橋恵一議員、竹谷英昭議員を、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議会運営委員会委員に選任をいたしました。

これをもって報告を終わります。

---

日程第 3 議案第 77 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号））

○議長（石橋源一）

日程第 3、議案第 77 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 77 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは新型インフルエンザの予防接種を推進するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては関係部長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

それでは、御説明を申し上げたいと思います。

2 ページをお開き願いたいと存じます。

初めに、歳入歳出の説明に先立ちまして、今回、10 月 30 日付で専決処分をさせていただきました補正予算の経緯と概要につきまして説明をさせていただきます。

今回、専決処分により補正をさせていただきましたのは、新型インフルエンザの流行に伴う感染者の拡大を未然に防ぐため、国が定めた優先接種対象者に対するワクチン接種に際し、公費負担助成を行うための経費でございます。

本市の公費負担助成事業に関しましては、国が定めるところの生活保護受給者や非課税世帯の方々に対する全額助成と、それから、2 市 3 町の広域的枠組みの中で実施する妊婦、基礎疾患を有する方、及び 1 歳から小学 3 年生までの児童、また 1 歳未満の小児の保護者に対する一部助成とに大別されます。このうち生活保護受給者や非課税世帯の方々に対する全額助成に対しましては、国・県の補助事業の対象とされており、もう一方の一部助成に関しましては、市の独自の公費負担助成事業となっております。

ただし、国・県の補助制度につきましては、今回の補正予算を編成する時点では、その詳細が明らかになっておりませんでした。かといって、それらの補助制度が明らかにされるまでの間、公費負担助成事業の実施を滞らせるわけにはまいりませんので、本来補助金で見込むべき財源についても、一たん一般財源を充当し、国・県の補助制度が明らかになった時点で財源を組み替えさせていただくという補正予算を編成したものであります。

この点を御了承いただきまして、まず初めに、歳入の補正につきまして説明いたしますので、恐れ入りますが、8 ページをお願いいたしたいと存じます。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金でございますが、ただいま説明申し上げたとおり、本市の新型インフルエンザワクチン接種の公費負担助成に係る経費の財源といたしまして、3,886 万 7,000 円の増額補正を提出するものであります。

なお、当該補正後の財政調整基金の残額につきましては、平成 21 年度末現在高で 8 億 7,668 万円となる見込みでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

引き続き、歳出につきましては保健福祉部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

次に、10 ページ、11 ページをごらん願いたいと存じます。

私の方からは歳出について御説明させていただきます。

4 款 1 項 3 目予防費に 3,886 万 7,000 円を追加するものでございます。これは、今市長公室長から説明ありましたとおり、新型インフルエンザによる感染の拡大あるいはその重症化予防、これが重点でございますけれども、死亡者の数の減少をさせるため、国が示しました優先順位に従いましてワクチンの接種を促すこととしまして、その費用の全額あるいはその一部を助成するためのものでございます。内訳は、13 節委託料として 3,381 万円、19 節負担金、補助及び交付金として 505 万 7,000 円の合計 3,886 万 7,000 円を決定させていただいております。

今回のそのワクチン接種の助成に向けた一連の流れについて、簡単に御説明させていただきますと、先日の 13 日、県の主催によりまして市町村の担当課長の会議がございまして、接種の体制、それからスケジュール、負担軽減措置等に関する概要の説明がございました。その後、同月 15 日に県を通じまして、国、これは厚生労働省でございますけれども、実施要綱、同要領の正式な通知がございまして、低所得者層に対する助成について補助が見込めることは確定したのでありますけれども、補助要綱はこの時点で未整備でございまして、具体的な補助金額は明らかでなかったという状況でございます。こうしたその動きを受けまして、翌 16 日に、本市を含む塩釜医師会管内の 2 市 3 町の担当課長会議を開催しまして、国からの要綱に示された低所得者層以外の方々への助成をどうするか、助成をするとした場合、対象とする範囲・金額等をどうするか等の情報交換、協議を行った結果、医療機関現場の混乱を回避する上からも、塩釜医師会管内で統一した内容あるいは方式で対応することが望ましいといった結論に達しまして、これらの内容をそれぞれの首長に報告しまして、了承に至り、今回の実施に至っているということでございます。

次に、この予算額の算定に至った計算の根拠について御説明をさせていただきます。

まず、国が接種費用を助成するとしておりました低所得者層に分類される方々の内訳でございますが、これは非課税者、それから生活保護受給者の方々のうち、妊婦、基礎疾患を有する方、1 歳から小学校 3 年生までの幼児及び児童、1 歳未満の小児の保護者、以上の方々の国々の要綱では「優先接種者」というふうに区分しております。この方々に加えまして、「優先的に接種する方々」として区分している小学校 4 年生から 6 年生の児童、中学生から高校生の生徒、65 歳以上の高齢者を合わせまして、この数を 4,745 人と見込んでございます。この数に約 7 割の方が接種を受けるものと仮定し、2 回接種分の費用として 6,150 円を乗じまして算定をしております。

さらに、低所得者層以外の方々のうち、妊婦、基礎疾患を有する方等の優先接種者の数を 1 万 2,250 人と見積もりまして、同様に接種率を 7 割としまして、助成額 2,150 円を乗じて算定しております。

この一部助成の考え方でございますが、基本的には、この時点では 2 回の接種ということが基本でございましたので、2 回の接種を前提としまして、1 回目の接種で 1,600 円、2 回目の接種が同じ医療機関であれば 550 円の助成を行うというふうな計算でございます。これにつきましては、接種を受ける際に、医療機関での窓口での本人負担を 2,000 円に統一したということでございます。こうした形でわかりやすくするために行ったものでござ

いまして、これによりまして、医療機関においては窓口における混乱がある程度回避できているのかなというふうに思っております。

なお、基本的には、塩釜医師会管内の医療機関で接種していただくことを基本としておりますけれども、それ以外で接種を受けた場合には、一たん当該金額をお支払いいただき、その領収書によって市の窓口にご請求していただき、助成を受ける仕組みとしてございます。以上のような形で現在助成の方を実施しておるということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

説明を聞いておって、もう既にワクチン接種は実施しているというふうに理解していいんですね。

では、実施したとしたら、それ、最初というのはいつごろから始めたのか、ちょっと御説明ではなかったように記憶しておるんで、その辺をまずお聞きしたいのが1点と、それからあと、お子さん、先ほどからよくお話に出ているゼロ歳から約10歳までかな、小3までのお子さん方というのは、急激に重症化するおそれがあるんですね。そういう場合にはやはり医療機関との綿密な連携というものはきちんと体制的にとられているのか、その2点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

実施時期に関しましては、先ほどちょっと申し忘れましたが、11月1日から、これは国が定めたスケジュールに基づいて、実際にはその前に医療従事者に対する接種が始まったわけですが、11月2日から始まるということにはなっています。ただ、その時点から本当に接種が始まったかということについては確認はしておりません。これはワクチンの流通の関係もございまして、その辺の調整が各医療機関の中でなされているということでございますので、それらの具体的な詳細については確認はしておりませんが、現時点では接種が行われているというような状況でございます。

それから、子供さんの感染の割合が高いというふうなことの御指摘でございましたけれども、確かにこれは厚生労働省でまとめております重症化したケースの年齢別の割合というのを示しているんですが、この状況によりまして1歳から14歳までの年齢層に重症化した数の約8割が集中しているということでございます。したがって、非常に低年齢の子供たちに対する手当てといえますか、その辺が非常に重要な問題になってくるのかなと。今御指摘のありました1歳から5歳、それから5歳から9歳ぐらい、小学校の低学年まで、ここの中で五五、六%、大体半数が重症化しているというふうな状況でございます。ですから、国の方では、これらの方々に対する優先順位を上げて、それで接種をするようにというふうなことになっておりますけれども、まだまだワクチンの流通がそういった意味ではうまく回っていないというふうな状況も聞いております。こういったところに重点を置いて対策を講じていかなくちゃならないのかなというふうに思っています。

それから、保育所等の子供たちに対する対応についても、そういった症状があらわれまして、保護者との連携、あるいは医療機関との連携を十分にとりまして対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

私の質問の仕方が悪かったのか。いわば、先ほど申し上げたように、小児は重症化しやすいと。夜間に医療機関に保護者の方が連れていったりしたときなんか、そういう場合なんかもきちんと診ていただけるのかどうかということ、医療機関と綿密な連携というか、そういう意味でちょっと質問したんで、その辺どうなんでしょう。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

そういった対応の部分については、市の方として答えられる部分というのはすごく限られているんだと思います。ですから、事前にそのような内容について保護者の方々からお話があった際には、今、国の方が示している要綱の中身に従ってお知らせをするというふうな状況になっておりますので、なかなか市の方に、感染して重症化するというふうな状況で市の方に連絡いただいても、そこで市の方としてどういうふうな対応というふうなのは、今のところなかなか不可能だということでございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

わかりました。

それでは、ちょっとこの新型インフルエンザというのに関連して、二、三ちょっとお聞きしたいことがございます。

まずは、なかなか議員に対して御説明していただける機会がないので、この際お聞きしたいんですけども、よく西部の方の小学校・中学校が集団感染で随分学級閉鎖という話が漏れ聞いておるところなんです、例えば学級閉鎖をした場合、小学校・中学校では、必要な授業日数なんかがきちんと確保されている態勢なのかなと。それから、現状、今、市内小中学校というのは学級閉鎖等が続いているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず1点目の授業日数の問題でございますが、これは年間を通して授業日数を確保する意味で、現在、時間数をふやしたり、そういったことで対応しているということで、現在のところ年間を通して不足が生じるというおそれは今のところございません。

それから、発生の状況でございますが、やはりこれは山がありまして、これまで教育委員会としては保護者に対して4回の通知を差し上げているところでございます。まず1回目は、11月に入りましてすぐに、200名を超す集団発生といいますか、学校によってもちよっと差はあるんですけども、一時的に増加したというふうなことで、11月4日にまず1回目の通知を出して、学校の活動その他、できるだけ自粛をしていただくというふうなことで対応をさせていただきました。そういった自粛があると一時的に降下するという傾向が見られます。それを何度か繰り返しているという状況で、今週に入りまして、実は相当また発生が顕著にあらわれているというふうなことがございまして、昨日4回目の通知を御父兄の方々に学校を通じて差し上げたという状況でございます。

なお、昨日、25日現在で、450名ほどの罹患者が発生しているという状況でございます。

○議長（石橋源一）

18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

保健福祉部と市教委が連携を密接にとつて、ワクチン接種化に向けて市教委の方でも働きかけをお願いしたいところでございます。これは要望にしておきたいと思ひます。

最後なんですけれども、市役所職員がいわゆる新型インフルエンザとかの罹患者が高くなって、そういうところにまさか災害がなつてということがまるっきりゼロではない状況でございます。いわゆる市職員の新型インフルエンザ対策というものはどう講じておられるんでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

市職員も御多分に漏れずそういう可能性はないわけではございませんので、保健福祉部の方と連携をとりながら職員の方に十分周知をさせていただいております。あわせて、庁舎の入り口もしくは在課の入るところにインフルエンザの予防のための消毒薬ですか、あれなども配置させていただいて、その辺は万全に努めておりますし、職員も万が一かかったような場合につきましては、できるだけ出てこないようにというような話もしてありますし、あと予防のためにも、もしも自分が危ないなというような部分に感じるような場合は、マスクを着用するなどの周知を図っております。今現在そういう状況で進んでおります。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

新型インフルエンザの公費助成ということで、今回の対応をまず評価したいと思います。

そこで、確認なんですけれども、市民の皆さんに配布しましたね、新型インフルエンザの優先接種対象者というのは色分けにしておいて、その他の者、小学校4年生～6年生の子供、そして中学生、高校生、65歳以上の高齢者、この方々の非課税世帯の方々も対象になっているんでしょうか。

○議長（石橋源一）



保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

議員御指摘のとおりでございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

そうすると、ここに載っているその他の者は、すべて非課税世帯の方は対象になっているということで間違いないですね。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

そのとおりでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

今回の新型インフルエンザの関係で説明を聞いておりましたが、実際に多賀城市の幼稚園、保育園、学校は先ほど副教育長からお話ありましたが、それらの数字、データについてはお持ちなんでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

ちょっとお待ちください。

保育所、それから太陽の家、幼児が通園する施設につきましては、毎日状況を確認してございます。

ただ、今手元に持っております資料につきましては、先月の20日現在、保育所のトータルでございます。先月じゃない、先週ですね、11月20日現在の数字でございますけれども、これは公立・私立全部合わせましての数字でございますが、これは8月に最初の感染者が出てからずっと数字を把握しておるんですけども、感染者の数が103人でございます。それから、治った子供さんが82人ございまして、11月20日時点では21人がまだ感染していると、したがって休んでいるというような状況でございます。

それから、太陽の家でございますが、太陽の家につきましては、これは24日現在の数字でございますけれども、これも8月の時点からずっとカウントしてございまして、感染の数が6人、回復しているというふうな数字が5人、現在まだ感染中で休んでいるというのが1人というふうな状況でございます。

福祉関係の施設につきましては、大体そのような状況でございます。

ただ、大人の状況、これはいわゆるサーベイランスということで、クラスターごとに把握することになっておりますので、推計値でしかないんです。ですから、日本で感染している数全体についてのおおよその数は把握されておるんですけども、大体これ 900 万人超えたんだらうというふうに言われております。具体的な多賀城市の感染者数についてはちょっと把握できていないということでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

この趣旨でいきますと、公立保育所、太陽の家に入所されている方、学校の関係も含めて、全体でいけばまだまだ小さな割合にいるのではないのかなという見方をするんですが、これを未然にやはり発生しないように予防していくのが今回の措置ではないかというふうに私は見ているんですけども、そういう見方でよろしいのでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

感染予防ということよりも、国の方の考え方は、重症化を予防するということに重点が置かれているんです。重症化して死んでしまう人たちをいかにして抑え込んでいくかというところに重点が置かれておりますので、感染を予防というふうな観点からは若干軸足はこっち側に寄っているのかなという感じはしています。

したがって、ワクチン接種したからといって本当にその抗体ができるのかどうかということ自体も、新型インフルエンザということですので、データがないんですね。そういった意味からしますと、やっぱり重症化してしまって死んでいってしまう人をいかに抑え込んでいくかというふうなところに、より重点を置いた今回の対応というふうに、国の方でもそういうふうな形で今回の措置をしましたし、私たちの方でもそのような形で進めておるといったことでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ワクチンとの関係があると思いますけれども、現状がこういう状況であれば、少なくともこの間各家庭に回したような日程じゃなく、これをやはりもっと前進させて、前倒してやっていくという施策も私は大事じゃないかと思うんです。そのことによって新型インフルエンザの関係について、今言ったように死亡者をなくするというのも大事ですけども、不安な毎日を経過している家庭を何度かでも安堵を与えてやるという施策でいくとすれば、私はもっと前倒しするような政治的配慮、行動が大事じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これにつきましては、私どもの方でだれそれを優先してやる、あるいは前倒ししてやるというふうなことを決めることができません。これはあくまで国が定めるスケジュールに沿って実施をすると、医療機関にもそのような形で情報が来ているということです。一市町村の中でそれらをどうこうするというふうなことについてはできないのが現実です。

ただ、これも十分、今回の新型インフルエンザに関する症状の概要といいますか全体像がまだ十分知れ渡っていないのかなというふうな感じに思っております。各保育所からも「どんな症状でしたか」というふうなことも上げていただいております。ですから、なるべく早く手当てをして、適切な処置をすれば、2日、3日で大体もとの状態というか平常な状態に戻るというふうな報告が私どもの方でも把握してございます。国の方でもそのような把握をしておりますので、一たんかかった場合には早目に休養をとっていただいたり適切な処置をとっていただくということが大事になろうかというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、幼児とか小学生の低学年とか、いろいろこういう状況にあるわけですね。ですから国で定めたそういう状況だというお話でございますので、国に対してなり県に対して、やはり現況はこうだから、もっと前進させて前倒ししてやるようなことをお互いに考えていこうじゃないかという提言はできると思うんです。その提言すらもできないというふうな今の我が国の政治状況ではないと思うんです。少なくとも私はその現場にいる皆さん方の声をやはり大事にしながらそういう行政に反映していくという、私はそういう仕組みが一番大事なのじゃないかと思うんで、決めたからだめなんじゃなくて、現状はこうだからこうしてほしいんだというものを私は切実に訴えていくことによって、学級閉鎖の問題、それから幼稚園・保育園の閉鎖の問題も解消していけるのではないかというふうな思いがあるからこそお話をしているんであって、そういう姿勢で臨むべきではないかというふうには私は思うんですけれども、いかがでしょうか、再度答弁願います。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

大変そういった話については理解できるところでございます。国の方でも、やっぱりこういった状況というか、だんだん今回の新型インフルエンザの内容といいますか状態が明らかになってきています。それで、先ほど御指摘にあるような、いわゆる後ろの方に行っていたスケジュールを前の方に倒してやってもいいですよというふうな通知も出てきているところでございます。ですから、状況に応じていろんな形で今までの決めたことをがっちり守っていくという話ではございませんので、状況状況に応じて国の方でもそういった形で対応しておるというふうな、私どもはそういった理解をしておりますし、そういった形で進んでいくんだらうというふうに思います。

御指摘ありましたように、こういった状態、実態ですよというふうな話については、県を通じて国の方にも伝える手段というのはあると思いますので、その辺については、担当から県の担当を通じてそのような申し入れをしまいたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

14 番相澤議員。

○14 番（相澤耀司議員）

ワクチンの接種回数について確認させていただきます。

現時点で1回でよろしいとなっているのでしょうか、2回必要なのでしょうか。もしも1回と2回があるとすれば、何で分けするのでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これにつきましても、ころころ変わるんですね。というのは、だんだん実態が明らかになってきて、国の方もその実態に合わせた形で対応を変えているということの一つのあらわれだと思います。11月11日現在で、これは厚生労働省の発表ですけれども、健康な成人、これは健康な成人は優先接種者じゃないんですが、1歳未満の乳児の保護者の方々、これも優先接種者になりますので、この方々については1回でいいだろうと。それから妊婦さん、これについても1回でいいだろうと。それから基礎疾患を持った方、これにつきましても1回でいいだろうと。ただし、免疫反応抑制といまして、特別な投与がされている方々については、これは抗体できにくいので、これについては2回、それから中高生については当面2回必要だろうということになっています。それから65歳以上につきましては1回でいいだろうと。それから1歳から小学校6年生までの子供たちについては2回必要だろうというふうに今のところなっております。この辺も実態を見ながら多分調節されるんだろうというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

5 番米澤議員。

○5 番（米澤まき子議員）

先ほどの昌浦議員の関連なんですけれども、当初やっぱり西部の方が小学校関係が随分学級閉鎖というふうなうわさが流れて、今度は東部に来たってというのが本当に日常茶飯事的になっていますけれども、学校給食に関して、これは保護者が納入する問題ですよ。それと同時にそれを埋めるため調整というのはどのような形、例えばお弁当になっているのか、その辺詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

給食の問題につきましては、できる限り給食を食べていただくというふうなことで、例えば学級閉鎖というふうなことについても、朝学校に登校してみて、いわゆる欠席児童が多くて、あした以降例えば学級閉鎖にするという場合については、当日のその給食は食べてから当然学校に来た子供たちは帰りますよね。次の日以降は、いわゆる学級閉鎖になりますので、給食は停止というふうな形になります。学級閉鎖の期間なんですけれども、この期間については学校医と校長と教育委員会が協議をしまして、おおむね4日間ぐらいとい

うふうなことで決めているという状況でございます。その間は給食はストップということになるわけです。ストップした期間の給食については、当然徴収はしないと、こういうことで対応させていただいております。

○議長（石橋源一）

16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

先ほど示したこの資料の中に、接種費用の全額助成の方は生活保護者、非課税世帯の方ということで、左側の表を見ると、対象者、優先接種対象者、その他の者も含めて全額助成だと、こういうことですね。そうですね。その助成の②、接種費用の一部助成では、優先接種対象者のみ一部助成しますというふうに読み取れるんですね、この書類だと。そうすると、その他の者は、非課税世帯でない方は助成されないと、こういう読み取り方ができるんですけども、この表からいくと。その辺どのようになっていますか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

対象者の方々につきましては、今おっしゃったとおりでございます。ですから、一部助成部分につきましては、この右側の表の下の方々については助成対象から外れるということでございます。

○議長（石橋源一）

16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

その他の者の方も非課税世帯の方が全額助成、優先接種対象者と一緒になっていて、一部助成に関してはその他の者の方は外されているということですね。それはなぜでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

国の方で今回の実施要綱を定めた際に、こういった分け方をしたということでございます。優先接種、特にこういった方々が重症化するおそれがあるんだろうというふうな分け方をした。下の欄に書いた方々が、その次の段階でリスクが高い人たちなんだろうというふうな区分をしているわけでございます。今、現実的には、先ほど私から説明しましたように、どうも小学校低学年のところに、低学年といいますか、13歳ぐらいまでのところに感染の広がりが見られるということですので、当初予定したことはちょっと実態が違ったような形になっております。ただ、私たちが助成を決める際には、あくまで国が示したデータといいますか、そういった資料に基づいて議論をしたということでございますので、この辺については対象から除外させていただいたということでありませう。

○議長（石橋源一）

16番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

国の基準のお話をされていましたが、これ、接種費用の一部助成が市単独助成ですよ、国からは来ませんね。その他の者は国から来る、合わせてね、接種費用と対象。だから、国というよりも市で振り分けているということになりませんか。全額助成は恐らく国から来ると思うんです。それはその他の者も入っているんでしょう。そうですよね。だからその他の者も入っていて、国から全額助成することになっていると、保護世帯と非課税世帯がね。一部費用は市単独で、さっき2市3町でお話し合いしたと言いましたけれども、その他の者を外していると。65歳以上の方で重症化している人もいますよ。さっき部長お話ししましたね、1歳から14歳までが重症化していると。そのうち3歳ぐらいまでですか、55%、小学校3年生までかな、と言いましたけれども、それらの45%の方は14歳までになっているんですね。そうすると中学生じゃないですか、14歳というのは。そうするとその他の者ですよ。ですから、その辺の分け方がおかしいのではないかと。部長もそう思うでしょう。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

先ほど来申し上げましているように、今回の新型インフルエンザのデータの蓄積がないんですね。どの辺にその感染の広がりがあるかというふうなことについて事前に把握することができなかったということが多分こういった形になったんだろうというふうに思っております。

それと、今、集団接種はやめているんです、学校で。そういったことも一つの今回の広がりの原因になっていたんじゃないのかというふうな言われ方もしておりますけれども、先ほど国の方の補助の関係ですけれども、これは国から100%来るわけでもございませんで、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1負担をしようということになっております。したがって、低所得者の方々の部分でも税金が使われますし、それ以外の方々についても税金が使われるということです。どの辺が境目なのかというふうな部分については、これらを決定する時点ではなかなか決めがたかったということでございます。

○議長（石橋源一）

16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

部長、私が言っているのは、国で2分の1、県で4分の1ですね。その全額助成の対象者になっているのはその他の者もなっているわけでしょう。データがあるないにかかわらず、国でその人にも助成出しますよということになっているわけでしょう。そうですよね。ですから、それで、今度一部費用の方は市単独でやっていますからね。そうすると私たち議員も、例えば市民の皆さんから、なぜ我々は助成されないんですかといったときに、どこがどういうふうに違うのかというのが明確に説明できないと困るんです、私らも。だから、国で優先接種対象者とその他の者が助成される対象になっているにもかかわらず、市で独自でやっている一部助成になぜその他の者が入らないんですかと、単刀直入に聞きたいんです。国ではないんです、国はちゃんと助成することになっていますから、これは市単独なんですね。だから、だろーと思いませんじゃなくて、そういうふうにしたのは市で決めたわけですから、その辺やっぱり市民の皆さんからいろいろ問い合わせあると思いますよ。

その辺きちっとした理由づけをしないと、この助成はおかしいんじゃないかというふうになりかねませんかということなんです。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

この辺につきましても、やはり先ほど御説明させていただきましたように、2市3町との協議の中で決めていったということでございます。ここまで範囲を広げますと、やはり対象が物すごく多くなるということもでございます。ですから自治体として、要するに一般財源から負担をしてこの辺の対応をするというふうな部分については、おのずとやはり限界があるのかなというふうに思っております。そういった限界線が御指摘の部分で線が引かれたということでございます。

○議長（石橋源一）

16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

ちょっと、ごめんなさいね、ちょっと苦しいかもしれませんが、やっぱり新型インフルエンザの各市町村でも独自に助成しているのは御存じかと思います。富谷町などはもう全員全額助成というような形で、市単独で市民の皆さんの生命を守るという、重症化を防ぐという、そういう対策をとっているんです。その他の市町村でも多くがこういった方々にも、本市では助成されないその他の者も助成しているところもありますし、さまざま自治体の助成状況が異なります。ただ、やっぱり市民の皆さんの重症化を防ぐということは非常に大事な視点でございますし、そしてまた、なぜという、それに明確に答えられないと私はいけないと思うんです。ですから、この辺は、答弁はもういいですから、もう少し庁内で検討すべき課題ではないかと、このように思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（石橋源一）

2番佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

いろいろ議論されてきましたけれども、重症化の予防であれ、感染予防であれ、受けたいと思う人が受けられるという状況でなければ困ると思うんです。まして400人も今いるっておっしゃいましたかね。そういう中で子供たちがそんな数がいるという中で、ああいうお知らせは全戸に行きましたけれども、受けようと思っても受けられないという状況が発生しているというのはもう重々掌握していると思うんですが、そういう意味では、やっぱりさっき竹谷議員もおっしゃっていましたが、多賀城市単独ではなくて、2市3町として国に対してもっとワクチンの増量、安全性がどうのこうのという話もありますけれども、そういう面ではもっと大きな声を上げていくべきではないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

御指摘のとおりだと思いますけれども、現実問題として、当初からこういった事態といたしますか、予定はされておったわけです。それで、国内生産が間に合わない部分については海外から入れると。受けた人が受けられる状況にあれば、こういった話にはならないと思うんですけれども、結局そういったいわゆる需給のバランスが非常に崩れているという状況ですので、順番を決めてやっていかなくちやなりませんというふうな話だったんです。

それで、優先する順位についても、なかなかその実態が明らかでない時点で優先順位を決めたということですので、多分その思惑の違い、あるいは実態との乖離というようなものが出てきているんだと思うんです。それを徐々に国の方では調整しておるんですけれども、おっしゃるとおり多賀城市ができることというようなのは、今回の、今回のというか、今回の仕事については、これは国の責任で実施しなくちゃいけない話なんです。ですから、そういった部分について、例えば宮城県に特別ワクチンを回せとかなんとかというふうな部分が果たしてできるのかどうかわかりませんが、そういった部分では、問い合わせ等々で実態を確認した部分については、そういった情報を県を通じて国の方に上げていきたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

優先順位が第1位、第2位と順番とにかく急いでやんなきゃなんないというような方たちのところでは、順調に進んでいるということもわからないよね。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

この辺の実態についても部分的には伝わってきますけれども、明らかにこうですというふうな形では御報告できません。ちょっとワクチンの供給体制の関係についてお話しさせていただきますけれども、これは10月の前半に医療従事者向けのワクチンが出荷されてから、これまで4回の供給がなされてございます。現在は妊婦、それから基礎疾患保有者への接種が行われておりますけれども、今後、小学生等への前倒しの接種も行われるというふうな予定になっております。出荷当初の時点よりは大幅改善が図られてきているようですが、必ずしも需要と供給のバランスがよいというふうな状況にはなっていないということです。

健康課の窓口に対しても問い合わせで、優先接種の対象者なんだけれども予約がとれないんだというふうな相談もございまして、医療機関が発注した数量分が確保されていないというふうな報道もございまして、全体的なワクチン配分量については、新聞・テレビの報道等でも示されておりますけれども、各医療機関への配分量については保健所等からデータの提供があるものの、現場の混乱を招かないように、例えばここに幾らあるというふうな情報が流れますと、そこに集中してしまうんですね。ですから、そういった混乱も懸念されますので、これについても公表はされていないというふうな状況でございます。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤恵子議員。



○2 番（佐藤恵子議員）

めったにないという流行状態だと言えばそうも言える、皆さん初めての経験でもあるのではないかというふうに想像もしますけれども、一種のやっぱり危機状態だということでは、きちんとこれを教訓にしながら、これからいろんなことが起きるということでは教訓として残しておくということも大事なことだというふうに思います。ぜひ、子供たちがこれ以上感染したり、あるいは重症化して亡くなる方なんかがないような、そういう頑張り方をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石橋源一）

要望でよろしいんですね。

○2 番（佐藤恵子議員）

はい。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 77 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで 10 分間の休憩をいたします。再開は 11 時 5 分とさせていただきます。

午前 10 時 52 分 休憩

---

午前 11 時 05 分 開議

○議長（石橋源一）

再開いたします。

---

日程第 4 議案第 78 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 4、議案第 78 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 78 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。これは昨今の経済情勢にかんがみ、人事院の給与勧告に準じ、給料表の改定、自宅にかかわる住居手当の廃止、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き下げ、月に 60 時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げを行うとともに、時間外勤務代休時間制度を導入するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 (石橋源一)

総務部長。

○総務部長 (澁谷大司)

それでは、議案第 78 号の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

説明につきましては、資料No.2 の議案関係資料の 1 ページから説明させていただきます。

今回の改正につきましては、ただいま市長から提案理由の説明がありましたとおり、人事院勧告に準じまして、本市の一般職の職員の給与改定等を行うものでございますが、本年の人事院勧告の概要は、大きく二つに分けられます。

1 点目は、官民格差の解消でございまして、公務員の月例給が民間を上回っている実態を踏まえまして、本年は 2 年ぶりに月例給が引き下げられることとなりました。具体的には基本給の引き下げ及び自宅に係る住居手当の支給を廃止することにより、月例給を民間の水準まで引き下げるものであります。平成 21 年 4 月分給料における民間格差はマイナス 0.22%、額にしますと 1 人当たり月額マイナス 863 円となっております。また、特別給、つまりボーナスにつきましても、過去 1 年間の民間の支給割合が公務員の支給割合を下回っていることから、これに見合う 0.35 月分引き下げることになっております。

2 点目は、公務における特に長い時間外勤務を抑制し、また、こうした時間外勤務を命ぜられた職員に休憩の機会を与えるため、労働基準法の改正を踏まえ、月 60 時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、引き上げ分の支給にかえて代替休を指定できる制度を新設するというものでございます。

それでは、本市においてこの勧告を踏まえましてどのような改正を行うかについて、資料 2 の 1 ページ、2 の改正の概要から説明させていただきます。

まず、(1) の平成 21 年 12 月 1 日から施行することとなります第 1 条による職員の給与に関する条例の一部改正の説明をさせていただきます。

アの自宅に係る住居手当の廃止(第 11 条の 4 関係)ですが、これは自宅を新築した場合に、5 年間に限り支給されている月額 2,500 円の住居手当を廃止するものでございます。

イの期末手当の改定(第 19 条関係)ですが、これは人事院勧告に準じまして、12 月期の期末手当の支給割合を 0.10 月分引き下げます。ことしの 5 月にありました臨時の人事院勧告に基づきまして、6 月期の期末手当についても 0.15 月分を支給凍結ということで実質引き下げしているところですが、これにより期末手当については年間で 0.25 月の引き下げとなります。

ウの勤勉手当の改定(第 20 条関係)ですが、これも人事院勧告に準じまして、期末手当の支給割合を 6 月期・12 月期ともに 0.05 月分引き下げます。5 月の臨時人事院勧告に基づき、6 月期の勤勉手当については既に 0.05 月分支給凍結で実質引き下げしております。勤勉手当については、年間で 0.10 の引き下げとなります。

エの給料表の改定(別表関係)ですが、これにつきましては、1 級から 7 級までの行政職給料表の給料月額を平均で 0.2%引き下げますが、今回の改定において若年層は引き下げは行わないこととなっております。具体的には、1 級 1 号俸から 56 号俸まで、2 級 1 号俸から 24 号俸まで、3 級 1 号俸から 8 号俸までが引き下げせず同額となっております。また、7 級については、平均を上回る 0.3%の引き下げとなっております。本市職員 1 人当たりの給料表月額の引き下げ影響額は、平均で約 501 円の引き下げとなっております。

次に、2 ページ、(2)の平成 22 年 4 月 1 日から施行することになります第 2 条による改正であります職員の給与に関する条例の一部を改正する改正関係の説明をさせていただきます。

アの時間外勤務手当の改正(第 14 条関係)ですが、これは労働基準法の改正を踏まえた人事院勧告に基づくものでございます。

1 点目は、月 60 時間を超える時間外勤務を命じた場合に、その超えた時間に係る時間外勤務手当の支給割合を通常 100 分の 125 であるところを 100 分の 150 に引き上げて支給するものでございます。また、当該勤務のうち午後 10 時から翌日午前 5 時までの深夜の時間帯に係る部分の支給割合は 100 分の 175 となります。

2 点目は、後ほど第 4 条の関係で説明いたしますが、月 60 時間を超えた勤務時間について代替休を指定し、当該代替休に勤務しなかった場合は、時間外勤務手当の割り増しは不要とするものでございます。

次に、イの期末手当の改定(第 19 条関係)でございますが、これは 6 月期の期末手当の支給割合について、今年度において 5 月の臨時人事院勧告に基づき特例措置として 0.15 月分の支給を凍結し実質引き下げをしましたものを、平成 22 年度から正式に 100 分の 140 から 100 分の 125 に引き下げます。

なお、参考としまして、期末勤勉手当の改定につきましては、支給割合の改定の概要表を掲載してございますので、ごらんいただきたいと思います。米印の表示をしております部分が、本年 5 月の臨時人事院勧告に基づく支給凍結後の割合を附則による特例措置として定めておりましたが、下の線を引いて表示した部分が今回改定後の割合を本則の改正でしているものでございます。

次に、3 ページの方をごらんいただきたいと思います。

(3) の平成 21 年 12 月 1 日から施行いたします第 3 条による企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正関係の説明をさせていただきます。

これは、第 1 条で説明申し上げました職員の給与に関する条例の一部改正で自宅に係る住居手当の規定を廃止したことに伴い、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例においても同様に同規定の廃止を行うものでございます。

次に、(4) の平成 22 年 4 月 1 日から施行いたします第 4 条による職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正関係の説明をさせていただきます。

労働基準法の改正に伴い、月 60 時間を超える時間外勤務を命じた場合に、その超えた時間に係る時間外勤務手当の支給割合を 100 分の 150 に引き上げて支給することについて、先ほど第 2 条で説明させていただきましたが、この手当の割り増し支給にかえて、当該月 60 時間を超えた勤務時間の全部または一部を時間外勤務代休時間として指定し、当該代休時間について勤務を要しないこととできる旨を規定するものでございます。この時間外勤務代休時間を指定した場合には、その時間分に係る時間外勤務手当の割り増しはしないこととなります。時間外勤務代休時間の指定の単位は、1 日または 4 時間といたします。また、60 時間を超えた時間外勤務に係る手当の引き上げ幅は 25% でありますことから、時間外勤務代休時間を取得できる時間は、60 時間を超えて勤務した場合の 4 分の 1 の時間となります。具体的には 76 時間の時間外勤務があった月は、60 時間を超えた時間数が 16 時間、16 時間の 4 分の 1 である 4 時間の時間外勤務、代休時間に指定できることとなります。時間外勤務代休時間の最小の取得単位は 4 時間でございますので、一月につき 76 時間以上の時間外勤務があった場合に時間外勤務代休取得が指定できることとなります。これらの詳細につきましては、別途規則による規定といたしております。

次に、(5) の平成 21 年 12 月 1 日から施行いたします第 5 条による改正の説明をさせていただきます。

これにつきましては、平成 18 年 4 月の給与改定の際に制定した職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年多賀城市条例第 4 号）で定めておりました。これの附則第 7 項について、勧告に基づき一部改正するものでございます。

平成 17 年人事院勧告に基づく給与構造改革におきまして、給料法の切りかえ、それに伴う給料月額水準の大幅な引き下げが行われましたが、その際、経過措置としまして、切りかえ日である平成 18 年 4 月 1 日における給料月額が切りかえ日前である平成 18 年 3 月 31 日における給料月額を下回る場合は、昇給により達するまでの間、その差額を経過措置として支給するという減給補償の制度が規定されました。今回、この経過措置の算定基礎となる額である平成 18 年 3 月 31 日現在の給料月額についても官民較差の解消のため 0.24% 引き下げるものでございます。

次に、(6) の附則について説明させていただきます。

まず、アの施行期日（附則第 1 項関係）でございますが、第 1 条、第 3 条及び第 5 条による改定につきましては、平成 21 年 12 月 1 日から、第 2 条、第 4 条による改正につきましては、平成 22 年 4 月 1 日から施行することを規定しております。

イの官民較差の調整（附則第 2 条関係）ですが、まず、調整にあつての基本的な考え方については、官民給与は 4 月分の給与と比較し、均等を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても 4 月から改定の実施の前日までの期間に係る較差相当分を解消することが情勢適応の原則にかなうものであるという観点から、所要の調整を行うものでございます。

具体的な調整方法ですが、平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置として、本年 12 月期の期末手当の額について、職員が本年 4 月に受けた官民比較の基礎となる給与種目の合計額に較差の率マイナス 0.24% を乗じて得た額に本年 4 月からこの改定の実施の日の属する月の前月、つまり 11 月までの月数 8 カ月を乗じて得た額と、本年 6 月期の期末勤勉手当に較差の率マイナス 0.24% を乗じて得た額を合算した額をもとにして調整するという内容になっております。

なお、この調整は給料表改定により給料月額が減額となる職員を対象とするもので、今回給料が減額されない若年層の職員にはこの調整はありません。また、調整額が 12 月期の期末手当の額以上となる場合は、期末手当は支給しない規定になっております。

最後に、4 ページのウの規則への委任（附則第 3 項関係）でございますが、これは附則第 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとする委任規定でございます。

以上で、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要について説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。13 番吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

今次の人事院の勧告との関係と労働基準法の改正の関係について伺いますが、既に先ほど説明あった人事院勧告に基づく改正案の内容については、労働基準法として改正をされていることであるのか、まだ改正されてはいない段階であるのか、どちらでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

回答については、総務部次長から説明させます。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

お答えいたします。

労働基準法の改正につきましては、平成 20 年 12 月 22 日付で改正されまして、施行日が平成 22 年 4 月 1 日からとなっております。

○議長（石橋源一）

13 番吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

人事院勧告が今答弁あったとおり平成 20 年 12 月 22 日の改正及び平成 22 年 4 月 1 日実施との兼ね合いの中で、それらを踏まえて人事院勧告でその内容について先ほど説明があった事項が改正されたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

このたびの国家公務員に対する人事院勧告と、国家公務員を対象にした人事院勧告に基づいての条例改正ということでございますが、ちょっと基本的なことをお伺いしたいと思います。

この人事院勧告は国家公務員に対する勧告でございますけれども、地方自治体がそれに準じてやってきたという経緯がございますが、その法的根拠というのはあるのでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

お答えいたします。

公務員については、基本的に労働の基本権が制約されているさまざまな状況がございます。そんな中で、代償として国の方ではその人事院の給与勧告制度という基本的な制度が確立されてございまして、この勧告制度につきましては、国家公務員法に定めます情勢適応の原則に基づきまして、毎年我々公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡するというところで、民間準拠を基本に行っているところでございまして、本市につきましても、これまでに国の人事院勧告に準拠しながらさまざまに議会に提案しながら今日の本市の給与体系を堅持してきたという経緯がございまして、法的なことからどうだということになりますと、多賀城市は特に人事委員会を独自に持ってございませぬ。そういうことで、国の人事院の勧告に準じまして職員の給与をこれまで堅持してきたという経緯がございまして、以上でございます。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

情勢適応の原則に基づいて行ってきたということですね。

このように勧告に基づいて給与を引き下げようになったのはいつごろからですか。いや、わかんないですよ。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

正確にいつごろからという、今資料ございませんが、多分、人事院勧告制度ができましたから多分50年以上になるかと思えますけれども、じゃあ多賀城市はいつからというのは、ちょっと今資料を持ってございません。

○議長（石橋源一）

16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

これは基本的には国家公務員に対する勧告ですよね。多賀城の現在ラスパイレス指数、国家公務員の給与体系に準ずるそういうものの指数はどのぐらいになっていますか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

ラスパイレス指数につきましては、国が現在100%にしますと、本市は93.8%、これは20年度の数字でございます。

○議長（石橋源一）

16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

国が100%に対して、多賀城市では93.8%の水準だということになると、国よりかなり低いということになりますね。このようにラスパイレス指数からいって93.8%という低い状況にあるにもかかわらず、国の国家公務員と合わせるということについて、これはどのように理解すればいいのか、どう認識すればいいのか、どうでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

従来、職員の給与につきましては、人事院勧告に基づきまして、ずっとこう上がってきたというような部分の経緯がございます、これはあくまでも人事院勧告にのっとって私らがやってきたわけでございます。上がる時は国に準じ、下がる時は、んでというわけにもいかないのではないかとということで、やっぱりその辺は周りの状況なり、あと財政状況なりも見ながら総合的に判断をさせていただいて、今回このようにさせていただいたということでございます。

○議長（石橋源一）

16番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

今部長さんおっしゃいましたけれども、50年前から大体この人事院勧告制度ができたということで、私が高校を昭和47年卒業ですから、そのころは経済成長の真っただ中で、民間の給与が行政職の給与よりはるかに高い、そういう時代で、公務員になるもんじゃないみたいな話をされた時期は皆さんも御存じだと思うんですけども、そのとき人事院勧告はじゃあ給与を上げろという勧告をしたのかどうか私はわからないんですけども、こういう景気が悪くなれば職員さんが話に出てくると、こういうことですよ。私は、職員さんだって自分の給与、ボーナス、それで生活をしていて、生活設計というのをきちっと立てているわけなんですよ。これは大きく狂ってくるというのは非常に大変だなと、そういう思いがあります。ただ、部長のお話を聞けば、そういうことで国に準じてきてやってきたということで、これはこれでやむを得ないということがあると思います。

富谷町では、きょうの新聞を見ると否決されたと、こういうこともございまして、おおっ、やったなという感じなんですけれども、決してこれにまねするわけではございませんが、実は多賀城市でも独自で、例えば勤務時間についても、国の方では7時間45分ですか、そう決められているのに、多賀城市独自で8時間勤務にしているという実態がありますね。

それから、地域手当にしても、本当は3%支給するのに、現行は1%にしていると、こういう状況もあります。また、管理職手当も30%の削減をして、市独自で努力をしてくれているという、そういう一方では側面があるんですね。行財政改革のために一生懸命そうやって取り組んできて経費節減をしてきたということの上で、なおさらこの0.2%の削減、ボーナスカットというのは非常に大きな痛手だと、職員さんにとってみればね。私は士気の低下につながるんじゃないかと、このようにも感じております。その士気の低下という意味では、部長、どういうお考えでしょう。

いいですよ、無理に、答弁なければ……。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

今根本議員おっしゃられたことがございまして、人事院勧告制度にのっとったその給与の改善というのは、過去からやっているものでございます。それから、例の平成18年に緊急再生戦略の取り組み指針の中で、全体的な財政バランスをとるために職員給与も圧縮をするということで、独自の削減策として今おっしゃられた地域手当の3%までいくのを1%にとめ置く、それから管理職手当の削減、それから特別職等の給与の削減、そういったことでやってまいりました。その時点では人事院勧告がこんなに下げに入っていくとは予想がつかない時代でありました。しかし、昨年・ことしとこんなに大幅に人事院勧告が下がってくるということになりますと、当市の職員については、独自の削減策と、それから人勧の削減策とダブルで来るということになりますと、先ほどラスパイレース指数が93.8%ということのお話をさせていただきましたけれども、非常に県内各地の水準からすると低い状況に来ております。そういうことで、このまま続けていいものかどうか、これは財政状況のこともございますけれども、今根本議員が御心配されたような職員の士気について、非常にこれは憂慮する事態であるというふうにとらえておるところでございまして、そこについては、今後いろいろ十分に検討してまいらなければならないと、そういうふうに思っているところでございます。

○議長（石橋源一）



16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

今、副市長の答弁に全く同感です、私も。それで、市独自で下げてきたこういった地域手当ももう早急に回復すべきだと、こう思いますし、管理職手当の 30%の減額も、一遍で 30%というわけにはいかないかもしれませんが、半分ぐらいはやはり戻すべきだと、このように思いますので、しっかりその辺は庁内で検討して、早急に対応できるような、士気の低下につながらないような方向で御検討いただければと、こうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

そういうことで、給与については、適正な給与水準というのは当然考えなくちゃならないことですが、それから先ほどお話ございました勤務時間の話、今多賀城市では 8 時間の勤務時間をまだ継続的に続けておりますけれども、これも労働基準法関係では 7 時間 45 分になってきているということもございます。我々の基本として考えることは、市民サービスの低下を招かないこと、それを一番の前提に考えておきまして、もしその独自の給与削減策を解除させていただく場合には、市民からどう御理解をいただけるか、そのようなどころもあわせて考えて、十分に市民からの理解も得られる姿の中で、適正な給与水準、これは真剣にいろいろ検討させていただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

いろいろと質問が出ておるんで、私は別な角度からちょっと聞きたいことがございます。

国家公務員には宿舍法というのがあるんです、国家公務員の宿舍法って、もう既に御存じだと思っておりますけれども。それに対して地方公務員はそういうものがないということで、この新築購入後 5 年にかかわる月額 2,500 円支給されている自宅に係る住居手当の廃止、これはもともと自宅に係る住居手当というのがどういう趣旨で職員に支払われていて、今回どんと、これは 12 月 1 日からですか、なくなると理解しておるんですけれども、これはどういう趣旨のもとに廃止になったのか、この辺ちょっと詳しく説明いただきたいと思っておりますけれども。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

それでは、自宅に係る住居手当の経緯につきまして御説明申し上げます。

これは、昭和 45 年に住居手当が創設されてございまして、その当時は借家居住者のみを対象として、昭和 45 年でございまして。それで、49 年に、今度は自宅の居住者が対象となるということで改正されてございまして、支給の対象が自宅に居住している世帯主。趣旨としましては、自宅の維持管理費用を補てんするものとして、新築購入後 5 年間については

月額 2,500 円、その後につきましては月 1,000 円ということで支給されてございました。それが平成 15 年に新築購入後の 5 年間のみの月額 2,500 円の支給のみとするという改正がございます。これにつきましては、どうもその維持管理費用という趣旨が定着してこなかったという経緯があるようでございます。それから民間でも同様の手当を支給する事業所が大分減ってきたという経緯があるようでございます。よって、自宅に係る住居手当については廃止の方向が検討されてきたわけでございますが、新築購入後 5 年間の 2,500 円分につきましては、財形持ち家個人融資の資格要件となっているところでございました。そんなこともあって当面継続されてきたわけでございますが、このたび財形持ち家個人融資の利用者が大幅に減少してきたということもございまして、今回こういうふうな継続する必要がないということで廃止の方向が、ということで理解してございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

それでは、角度を変えましょう。

今、この手当を支給されている職員というのは何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

本年 10 月 1 日現在で 33 名の職員。ですから、影響額としますと年額 99 万円ぐらいになるのかなと思っております。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

年間にすれば 3 万円ですよ、2,500 円掛ける 12 カ月ということで。これ、先ほど根本議員がおっしゃったように、いろいろと多賀城独自に随分職員さんの給与を圧縮しているように私ずっと常々思っていたんです。この部分だけは市独自で継続というようなことはお考えなかったんですか。33 人の方が家を建てて多賀城市にずっと奉職していくという中で、いろんないわゆる人生プランってあると思うんです。それがいきなり外されるような格好になってしまうというのはいかがなもんだらうかと思うんですけれども、その辺どういうふうにお考えだったんでしょう。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

先ほど来議論になってございます、多賀城市は今までも国の人事院勧告に準拠してきたという経緯もございまして、これのみを、例えば多賀城独自で助成とかそういうことも選択肢としてはあるかと思っておりますけれども、今回は国公準拠という考え方のもとで、これも廃止の方向ということで今回提案させていただいているということでございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

確かに国家公務員に準じて人事院勧告にのっとりということの趣旨はわかりますけれども、やはりこの辺は、ほかのことは人勧と一緒にしても、この部分というのは経過措置みたいなものを独自に市が持ってもよかったんじゃないですか。下手すれば、今年中に新築した人なんていうのも 33 人の中にはおられる可能性もないわけじゃないですよ。これはやっぱり経過措置というものをお考えになるような、温情味のあるようなお考えを持った方がいいと私は思います。そこで、当局はもう人事院勧告にのっとりという御方針のようなんですけれども、今後こういうことがあったときは、やはり経過措置というものというのかな、やはり嫌々ブレーキをかけるんじゃなくて、ゆっくり 2 年ぐらいは存続するとか、独自の考えというのをやはり持っていたいただきたいなど。そうじゃなきゃやっぱり職員さんだって、いろいろ考えてやっていたことがいきなり足場を崩されるような格好になったという思いを持つ方もいらっしゃると思います。その辺は厳にこれからはお考えになった方がいいと思います。

それから、資料 2 の 4 ページなんですけれども、ウの規則への委任ってございますよね。確かにここで資料は条例の改正だけなんですけれども、今後はこういうときは規則というのも 1 項この説明資料の中におつけいただきたいと思うんです。そうでなきゃやはり規則で委任、どういふのを委任されているのか、大体想像はつきますけれどもね。

ところで、参考までにお聞きしたいんですけれども、規則をこの A4 の用紙でもしここに載せたとしたら何ページぐらいになる予定ですか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

今ちょっとその辺のページ数までは把握してございません。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

恐らく規則ですから、条文立てしても 10 ぐらいだと思うんです。こういうこの施行に関する必要事項なんていうのはね。ですから、やはり今後は、こういうふうにならnew設される場合は、いわゆる規則もお示しいただきたいと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょう。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

そういう趣旨も踏まえて改正できるものはそういうふうな方向で検討はしてみたいと思っております。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

要望なんで、余りしつこく言うのもなんでございますけれども、検討じゃなくて、前向きにやっぱりこれはページ数立てにして、そんなにそんなにふえるものでもないので、ぜひとも検討して実施の方向にお考えいただきたいと思います。要望にとどめたいと思います。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今回の改正について御説明いただきました。

まず私は、ラスパイレス指数から見ても、多賀城の現在の賃金体系が県内でどういう位置づけにあるのかということをやっぴり皆さんでともに理解していかなければいけないんじゃないかと。その上において多賀城の賃金はどうかという議論にしていくことが大事じゃないかというふうに私は常々思っております。

そういう意味で、富谷町がきのう議会で、何だかわかりませんが、改正が否決されたということです。今、地域手当 3% いただいている地区を見ますと、仙台市もそうですし、我が多賀城市、名取市という、これがあります。少なくともこの地域は仙台圏に入って、それなりの物価上昇、それなりの状況にあるという判断から地域手当の地区として国が認めたものではないかというふうに判断しておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

地域手当の支給の関係でございますが、級地が 1 級から 6 級地までございまして、県内においては仙台市は 5 級地でございます。これは 6% の支給率になってございまして、現在。そのほかの名取市、多賀城市、それから利府町、それからあと富谷町が 6 級地の支給地でございます。現在の支給率は 3% ということになってございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

次長も手元に資料あると思いますが、多賀城市の地域手当を 2% カットしていますから、それを見ますと 92%、ラスパイレス指数で見ると。名取市は 95.7% というぐあいに数字として見ているわけですが、それと同時に近隣の塩竈市、96.3% というぐあいに見るわけですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

全国の平均ラスパイルス指数は幾らになっているか御理解しているでしょうか。

それとも一つ、仙台市のラスパイルス指数はどの程度になっているでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

全国の平均は今把握してございませんが、仙台市につきましては、現在 102.7%ということでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それは 15 年のやつ、きのう実はとったんですが、101.0%、これが仙台市、政令都市ですが。政令都市の平均が 101.6%、大体同じぐらいになっています。全国のやつは、私の調べです、私の調べでは 98.3%。いかに多賀城市の賃金が低水準の位置にいるかということがこれから見ても明らかではないかと。

もう一つ比較をさせていただきます。県の今回のいろいろありましたが調べてみましたら、年収で見ますと、42.7 歳で年収約 620 万円、多賀城市、この間の発表を見ますと 44.3 歳で 595 万円程度かな、に私、数字としてつかんでいるんですが、この数字は間違いないでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

若干の誤差はございますけれども、おおむねその数字で間違いないととらえております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

これから見ても多賀城市の職員の給料はまさしく低位置にあるということが立証されるのではないかというふうに私は思います。

次に、確認をしておきたいんですが、平成 21 年度の国家公務員、人事院勧告によりますと、これは私の調べた資料でございますが、初任給が大学卒男子で 21 万円程度、女子で 19 万 8,000 円程度、平均で 19 万 8,000 円程度、高卒で男子で 16 万 8,000 円、女子で 15 万 3,000 円というふうに私は見ているんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

今の議員さんの質問は、国家公務員の初任給の確認でよろしいんですか。それとも（「確認です。この数字に間違いはございませんか」の声あり）そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

多賀城市の職員給料は人事院勧告に基づいて行っていくという基本方針だというふうに先ほど御説明ありました。であるならば、多賀城市の今日の給料表、平均でどうなっているでしょうか。高校卒 1 年未満で 14 万円程度になっておりませんか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

本市の高卒の、要するに初級で入った職員の初任給については、今議員がおっしゃった 14 万何がしという数字でございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

大学も同じですよ、低いですよ、多賀城の場合。17 万円程度ですよ。もうスタートから、人事院勧告に準じてやると言いながらも、スタートから既に差がついているというふうに、このデータから言って明らかなんじゃないでしょうか、私はそのように分析するんですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

国の方のいろんな採用の枠が本市と大分違うことも当然加味されなくちゃいけないのかなと思ってございます。うちの方はあくまでも大卒につきましては国で定めている初任給の中で支給しています。ですから、例えば国の方はその採用基準もいろいろございまして、国家 1 種とか、そういう職種の絡みもあってそういうふうな若干の高い初任給を支給しているということも考えられるかと思っています。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

先ほど来から質問もありました。であるならば、人事院勧告も参考にしながら、多賀城独自の給料というものを創設すべきだと思うんです。なぜならば、先ほど宮城県の話をしました。これは宮城県の人事院勧告に基づいて、組合との交渉の中で決められた数字でした。仙台市も人事院勧告を持っております。少なくとも近隣である宮城県の人事院勧告の関係、仙台市の人事院勧告の関係、国の人事院勧告の関係、そして置かれている多賀城の関係を参酌しながら、多賀城独自のそういう制度をつくるべきじゃないかと私は思うんです。そうでなければ整合性がとれないと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

先ほど県内では独自の人事院持っているのは宮城県と仙台市のみでございまして、例えば今回の民間給料の調査の関係で、やはり県の人事委員会、それから仙台の人事委員会も独自の調査をしております。そういうことが果たして多賀城市ができるかということ、なかなかそれは難しいということございまして、我々はですからあくまでもそれは国家公務員の人勧の勧告に従いまして、このような給与体系を今までも堅持してきたということもございまして、今後とも国の人事院勧告に準拠しながら給与体系を保っていきたいと考えております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうであれば、公式発表されている初任給から合わせていくべきじゃないでしょうか。私はその辺を申し上げているんです。いろいろ理屈を言っても、いろいろなことを言っても数字的にそういう公表されているわけです。ですから私は言うのは、人事院勧告に基づいての一本やりじゃなく、人事院勧告も県の勧告も仙台市の勧告も見渡して多賀城として独自にこういうふうにあった方がよろしいと、多賀城の職員の給料はこうあるべきだということを私はやるべきだということを言ってるんです。何も人事院をつくれと言ってるんじゃないんです。そういう仕組みをつくったらいかがかということなんです。

なぜかということ、今までのようにしきたりの中でものをやってきちゃだめだと思うんです。これから新たな発想で、多賀城市の市で働く労働者が多賀城市のために骨を埋めてやるよと、頑張るよという気合いのある待遇というものを私はつくり上げていくべきだと。それはだれにも私ははばかることない、そして市民にもそのことを明らかにすれば理解は求められるものではないかというふうには私は思っております。いろいろ言われている人事院勧告に基づいてやっておりますからこの程度しかならないんだという職員に対しての説明では、私はこれからはまずいではないかというふうには思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

ある意味では職員にそこまでいろいろお気を回していただいて大変ありがたいと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、その職員の給与の一方で、市民に対してどう説明して理解をいただくのか。今、全体的に経済的に非常に芳しくない時期にどうするのかということが一つございます。その中で、私もよくお話しするんですけども、もし上げさせていただくとしたら、よくその市役所の職員は仕事をしているというのを市民がちゃんと見てくれるような、そういう我々自身の働きぶりもあわせてやっていかなくちやないのではないかというふうに思っております。突き詰めて言いますと、今の給与制度、給与法もそうですけれども、職員の働いた成績を給与に反映するようなシステム、基本的なシステムができつつございます。そういったものを、懸命に働いた職員はその努力が報われるような、そういうシステムを早く構築をして、そのことが全体的に職員の資質の向上、それからひいては給与のアップにつながるのだと思っておりますので、いろんなそういったことも含めて広く検討させていただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

副市長、うまいこと言うな。

そうであるとすれば、調べさせていただきました。何も隠し看板ないです。職員の給料、賃金、これは生活です、生活給。少なくとも職員の最低賃金、モデル賃金というものがないければ、その発想がないんでないかと。そして他市町村がどういう状況なのか。これは年齢別にポイントをつくり上げて、そのことで多賀城の年齢、多賀城の職員の生活が満足しているのかというものをきちっとやっていくことが私は大事だなと思う。今、多賀城市には残念ながらないようで、各市町村もちょっと調べたんですが、給料になるとなかなか門戸を開かないところがあるんで、私もその辺は昔からうんと気になっているところですが、一番必要なのは、職員であるからには生活の最低保障はしてやらなきゃいけない。ちなみに最低賃金って言ってるんですが、年齢別最低賃金を私はつくるべきだと、そして年齢的にポイント賃金、これありますのが、ここにきょうちょっと調べたらあるようですが、27歳から、大学の場合は幾らまで、大体平均がこのぐらいだとなるようですが、これが一つの平均賃金、これは平均があるというのは上限があるわけですから、こういうものが一つのポイントとして持っていくとか。そういうものを私はつくるべきじゃないのかと。そのことによって、今副市長がおっしゃられたように、努力をすればこのポイントより余計賃金がもらえるんだという励みのものを私はつくっておくべきだ、そういう賃金、そういうような労務管理をすべきじゃないのかというふうに私は思うんです。いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

おっしゃるとおりでございます、その高い安いを判定するのは、どこが真ん中かというのは、正しくそれは認識しなければならぬことでございますので、一般的に我々は国家



公務員の給与に準じまして、ラスパイレス指数、そういったものを基準に持ってまいりましたけれども、一方で、実態給与がどうあるのか、それはもう一つの判断する資料として、材料として、いろいろ調査をしながら参酌をさせていただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

かみ合わないところがありますので、あとは理解だけしていただきたい、くどいようでも。

今回の多賀城の引き上げについて、こんなに低いのににもかかわらず引き上げて、先ほど根本議員からもありましたけれども、職員の士気低下につながらないか。

もう一つ、どうしても人事院勧告という主張をするならば、地域手当 3%をこの際復活すべきだと。それをやってもラスパイレス指数ではまだ低い位置にいるわけです。初任給においてもまだ低い位置からスタートと。私はそういうことをこれは政策として、職員の士気向上のための施策として私は今回やるべきだというぐあいに主張したいんです。

管理職のカットの問題もあるでしょう。いろいろあると思いますが、私はあえて職員給与のこのカット問題、引き下げ問題では、少なくともそういう復元をしてやるということが私は大事だと。

それともう一つ、大変気になるのが、12 月末、12 月の期末手当で 4 月からの差額について調整をすると。少なくとも、先ほどの説明でいくと、若年層には被害はない、今回のやつでは、余り給料の下がりはないと。少なくともカットされている方々がこのことでまた調整される。こういう仕組みは私はおかしいと、カットを続けるとするならば。そうでなければカットを解消すべきだと、私はそう思います。そうしなけりゃおかしいと私は思っています。私はそのような考えを持っておりますけれども、当局が今提案しておりますから、いやそうですという答弁にはならないと思っておりますけれども、そういう認識で物事を見るべきじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、人事院勧告制度も大分長い期間を経て過去から行われておりますけれども、以前には、二つの原則がございまして、現給保障制度、今現在支給している給与の額を保障するという現給保障制度が一つの柱でございました。あともう一つは、不利益遡及はしない、不利益なことは昔に戻らない。有利になることは遡及しても不利益は遡及しないという二つの大きな柱があったわけでございますけれども、最近はどうもその柱が崩れてきているような感じを受けるのは、私も同感でございます。

ただ、そういうことがございまして、不利益遡及については、これは人事院勧告の今回の解釈では、不利益を遡及するのではなくて、その辺の是正をするために、遡及ではなくて、そういったことの要素を踏まえて 12 月の期末手当の支給率を決定するんだという解釈で言っているようでございますので、独自の対応というのは非常にとりづらいというのがございまして、これは地方交付税制度とも奇妙に微妙に絡んでまいります。独自の給与策、特に余計に高目に支給するということになる、交付税が調整されるという可能性が一つ出

てまいりますので、そうすると今度は市民に対してのその市民サービスに影響が出るということもございますので、さまざまございますけれども、そういったことも踏まえて人事院勧告をどうしても尊重していかざるを得ないということでございます。

その中でも、今おっしゃられたような改善については、いろいろ検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そういう答弁は私はもらいたくなかったな。であれば、どれだけ交付税に影響出ます。というぐあいになってくるんですよ。例えば交付税で 1,000 万円穴あけたら、1,000 万円みんなで生み出そうやと、なぜそういう発想ないんですか。ないものを生み出そうや、みんなで。そのかわりこれは保障するよという発想にならないんでしょうか。私はそういう発想で物事をやっていかなければ、これからは地方自治体だんだん縮小されていくと思いますよ、残念ながら。そういう発想に基づいて、今回のこの条例は見直してみてもいいかですか。と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

職員の給料を上げた分、交付税が減って、その分が別なところでお金を稼ぎ出せばというお話でしたけれども、これはさまざま解釈があると思いますけれども、我々として一番根底として考えているのは、市民サービスの低下を招かないこと、それを最前提に考えさせていただきたいと思っておりますので、これは人事院勧告で従来どおりの踏襲となりますけれども、さまざまな問題について検討させていただきますけれども、そういうことでございますので、原案について御了解を賜りますように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

あとやってもかみ合わないから、あとと言いませんけれども、やっぱり職員は宝だと、職員は宝、この宝をいかに磨くか磨かないかは、指導者いかんだと、仕組みいかんだということを上申して、あとは質問いたしません。

○議長（石橋源一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

時間なつたんで遠慮しようかと思ったんですけれども。

○議長（石橋源一）

ああそうですか。

○14 番（相澤耀司議員）

いやいや、一つじゃあ確認させてください。

60 時間を超える時間外勤務、これは実態はどれぐらいの方がいらっしゃるのでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

平成 20 年度の実績で見ますと、月 60 時間を超えている職員でございますが、29 人が該当になるという数字が出てございます。

○議長（石橋源一）

14 番相澤議員。

○14 番（相澤耀司議員）

その場合、当該時間外勤務代休という制度ですね、これはある程度いつまでにとらなくちゃいけないとか、ずっと持ち越せるとか、そういう制度なんのでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

今回のこの制度につきましては、60 時間を超えた分、例えば先ほど部長の説明の中で 76 時間、月に時間外勤務をした場合につきましては、オーバーした分、16 時間分のやつについて二通りの選択肢がありますよということでございまして、一つは、4 分の 1 で割った 4 時間分の代休制度がございますよと、それからあと、100 分の 150 のその割り増し手当が支給できますよと。この制度の選択につきましては、いずれ任命権者が指定をするということでございまして、今その時間外については翌月分で手当てしてございますので、その月の中で手当てをするという考え方でございます。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

私もこのことをお聞きしようと思っていたんですが、任命権者が選択をするというのはおかしいんじゃないかと思うんです。本人が選ぶべきではないかというふうに思うんですが。結局、残業時間がプラスになるか休みをとれと言われるかという問題なわけですよ。そのときに、その給料が下がった、いろいろ家計の都合もあると思えば、その残業した時間をお金に換算したいという人たちだってたくさん出てくるのではないかと。今お聞きすれば、30 何人というお話でしたけれども。そういうときに本人が選択できないというのは問題ではないですか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

済みません、ちょっと説明が足りませんでした。この選択肢でございますが、例えば 100 分の 150 の割り増し手当を支給するか、または 4 分の 1 の代休時間を指定するかにつきましては、当然その当該者の確認の上で所属長が最終的には判断をしまして、あと任命権者の方に報告するという、そういう事務処理になるのかと思っております。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

その辺はきちんとやっぱり働いている人の思いが生かせるような、そういう仕組みにしていかなければならないと思います。

また、代休をとれと言われても、はいと言って 4 時間とるかとらないかという問題もあって、それをとることによって、その人の士気をおもんばかったり、そういうことの基準となるのではないかという思いもあるんですが、そういうのはないですよ、きちんととって当然という風土が育っていればいいんですが。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

4 時間のその代休をとった場合でも通常の 100 分の 125 から 100 分の 135 の時間外手当は支給されます。そういう制度でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。この際討論を省略し、（「はい、議長」の声あり）はい。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

議案第 78 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

今回の給与改定は、8 月の人事院の勧告に準じ、官民較差を是正するためとの説明がありました。8 月の人事院勧告は、国家公務員の給与の月額が民間より 863 円高かったので、月給で 863 円下げ、ボーナスも 0.35 カ月減らすというもので、1 人当たり年平均 15 万 4,000 円という過去最大規模の減収となります。とりわけボーナスの下げ幅は過去最大であります。これに準じて市役所職員の給与も削減されるということです。これだけ減りますと、ただでさえ個人消費が落ち込んでいる地域経済に与える影響は大きいと思います。

日本の経済危機が深刻なのは、極端な外需依存の経済運営や働くルールの破壊による雇用不安により、国民の購買意欲が大幅に低下をし、内需が極端に弱まっていることにあります。こうした中で、公務員給与の引き下げは、一層内需を冷え込ませ、経済の回復に大きな悪影響を与えるものであります。

この間の経過を見ますと、公務員給与のカットが民間給与の引き下げを招き、さらにそれが公務員給与のカットと、こういうことの繰り返しが行われております。こうした政策を繰り返すならば、日本の経済は収縮をしてしまいます。

しかも、先ほど来さまざま議論がりましたが、多賀城市の給与は高いわけではありません。むしろ低くなってございます。20日の国会で原口総務相は「民間で働く人たちが苦しいから公務員も同じように減らすべきだ」というような単純な議論は危険で悩ましい」とも述べております。

以上の点から、議案第78号に対する反対討論といたします。

○議長（石橋源一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。賛成討論（「はい」のあり）19番阿部五一議員。

○19番（阿部五一議員）

説明にもあったとおり、人事院勧告に基づいての改正であります。これまでも勧告どおりに改正してまいりました。また、富谷町を除きまして近隣市町ほとんど勧告に基づいての改正を行われております。多賀城だけが改正をしないで、ぬくぬくとしていくわけにはいかないでしょう、このように思います。

また、議論にもありましたが、これによって職員の勤務意欲あるいは士気に影響する、そしてまた市民サービスの低下を招くんじゃないかと、こういう議論もありましたが、私はそれは、何人かはいるでしょうけれども、ほとんどの者はそういう考えを持たないんじゃないかと、心配はないであろうと、このように思います。

円高不況、そしてまたデフレ不況という厳しい今日本の経済の状況の中で、企業倒産もあります。それによって人員整理も行われ、失業率も今たしかけさあたりの新聞では5.1%ぐらいでしょうか、最悪の状態であると、このように報道もあります。こういう状況の中で、公務員だけが今までどおりいいではないかと、こういうことではよくないと、このように思いますことから、賛成をする立場から討論とします。以上です。

○議長（石橋源一）

これをもって討論を。反対討論ですか。（「はい」の声あり）

はい、21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

質疑の中で私は多賀城市の現状の市職員が置かれている賃金について明らかにいたしました。今、賛成討論の中で、人事院勧告を尊重すべきという御意見については、ある一定の理解は示すものの、少なくとも人事院勧告で示している初任給等々を含め、また、全国のラスパイレス指数からいっても多賀城市の置かれている現状は物すごい低位置にということ私には認識しなければならない。そして名取市との差もあるわけでありまして。少なくとも同規模の市と同地域にある多賀城市が、ラスパイレス指数でもある一定の同列ぐら

いまでに私はあるべきじゃないかと。そういう意味におきましては、今回のこの引き下げと引きかえに地域3%の復元をして、その職員の生活給に私は寄与すべきではないかということをおもいます。やはり人事院勧告に求めてきた今日の多賀城市の状況は理解するものの、現状をかながみれば、3%を解除して、市職員の給与として与えるべきであるというふうに私はおもいます。

それから、今後、少なくとも人事院勧告だけでなく、先ほども意見の中で申し上げましたが、県・仙台市の人事院勧告もあるわけですから、それらの状況も加味しながら、市独自の考え方をくり上げていくという仕組みもこの際くり上げながら、地方分権にふさわしい多賀城市の賃金のあり方、そして職員の待遇のあり方も含めて、最低年齢保障、そして基準年齢給等々を含めて多賀城市の給料、職員の待遇改善にこれから邁進していくべきとおもいますので、私はこの引き下げについては、3%の復元をしてほしいということをおもっておりますので、反対をしたいとおもいます。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はございませんね。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を挙手により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（石橋源一）

挙手多数、賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時15分とさせていただきます。

午後0時19分 休憩

---

午後1時15分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、再開いたします。

---

日程第5 議案第79号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第80号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第81号 多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 82 号 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

この際、日程第 5、議案第 79 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 8、議案第 82 号 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 4 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 79 号から議案第 82 号まで、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、これらは期末手当及び勤勉手当の支給割合について、一般職の職員と同様の改定を行うために所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、議案第 79 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第 82 号 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの四つの議案につきまして、一括してその概要を説明させていただきます。

議案関係資料 2 で申しますと、22 ページからとなります。

議案第 78 号で説明しましたとおり、本年の人事院勧告に準じ、職員の特別給であるボーナスについて 0.35 月分引き下げることにいたしましたので、市長、副市長、水道管理者の期末手当、教育長の期末勤勉手当、議長、副議長、議員の期末手当につきましても、これまでの経緯を踏まえ、職員と同様に支給割合の引き下げを行うものでございます。

初めに、22 ページの議案第 79 号の市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の 2 の改正の概要ですが、(1) の第 1 条の規定による改正で、市長及び副市長の 12 月期の期末手当の支給割合を 0.15 月分引き下げるものでございます。

(2) の 2 条の規定による改正ですが、6 月期の期末手当の支給割合が 0.20 月分の引き下げをするものです。6 月期の期末手当につきましては、本年 5 月の臨時人事院勧告に基づき、附則による特例措置で 0.20 月分支給を凍結していたところであり、これを本則で改正するものでございます。なお、6 月期の期末手当につきましては、この後説明いたします教育長、

水道事業管理者、議員につきましても、本年6月期の支給凍結した分を来年度より本則改正して引き下げるという内容となっております。

市長、副市長の期末手当の年間支給割合は、合計で0.35月分を引き下げまして、4.05月となるものであります。

24ページをお開きください。

議案第80号の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例で、2の改正の概要であります。 (1) 第1条の規定による改正で、教育長の12月期の期末手当の支給割合を0.10月分引き下げるものであります。

次に、(2) 第2条の規定による改正ですが、6月期の期末手当の支給割合を0.15月分引き下げるものです。年間の支給割合としましては、0.25月分引き下がりまして2.75月となるものであります。また、教育長の勤勉手当につきましては、職員の例によることとなっております。こちらが0.10引き下がりますので、期末勤勉手当の合計として0.35月分引き下がり4.15月となるものでございます。

26ページをお開きください。

議案第81号の多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の2の改正の概要でございますが、水道事業管理者につきましては、市長、副市長同様、(1) 第1条の規定による改正で、12月期の期末手当の支給割合を0.15月分、(2) 第2条の規定による改正で、6月期の期末手当の支給割合を0.20月分引き下げるものでございます。年間の支給割合は、0.35月分を引き下げまして4.05月となるものであります。

次に、28ページをお願いします。

議案第82号 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議会の議長、副議長、議員の期末手当につきましても、職員と同様、支給割合の引き下げを行うものであります。

2の改正の概要で、(1) 第1条の規定による改正ですが、12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げるものであります。

次に、(2) の第2条の規定による改正では、6月期の期末手当の支給割合を0.15月分引き下げるものでございます。年間の支給割合は、0.20月分引き下がりまして3.10月となるものであります。

なお、参考としまして、支給割合改定の概要表を各ページに記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に、議案第79号から議案第82号までの施行期日でございますが、12月期の支給割合の改定につきましては平成21年12月1日から、6月期の支給割合の改定につきましては平成22年4月1日から施行する旨、それぞれ附則により規定しております。

以上で議案第79号から議案第82号までの一括説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。21番竹谷議員。



○21 番（竹谷英昭議員）

内容は理解はできるんですが、このように提案されたことは、人事院勧告、職員と同様だということですが、少なくとも特別職の報酬は報酬審議会という組織があるはずですが、これは上げるためもあります、下げることにしてもやはり議論するところであり、極端に言うなら、特別職の待遇がこれでいいのかどうかという議論する場でもあると思います。そういうことで、今までこの額の引き下げ等については全然開催をしないで準じてきたように記憶しているんですが、これは前の議会にもやはりこれは開いて議論すべきじゃないかというふうに提言をしておりましたけれども、その辺はどういうふうな関係で行われてきたのか、それについてお伺いします。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

特別職の審議会の諮問のことについてでございますが、現在、本市におきましては、多賀城市特別職報酬審議会条例を規定してございます。その中の第 1 条には、市長の諮問に応じまして議員報酬と、これには市長及び副市長の給料を言うわけでございますが、この額について審議するために報酬審議会を置くという規定がございます。

したがって、あくまでもこの議員報酬、それから市長、副市長の給料の額の決定等に対しまして審議会の意見を聞くべきだという条例でございまして、今回臨時会の方に提案している条例は、期末勤勉手当の改正でございまして、審議会への諮問は開催をしないということでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

特別職の待遇全体の問題だと思います。審議会そのものは、給料だけじゃなく、少なくともそれぞれの待遇に関するいろいろな学識経験者で議論をして、多賀城市の特別職の報酬はこれでいいのかという面も審議すべきところではないかというふうに私は理解をしておりましたし、条例上はそうなっているかもしれませんが、少なくとも今までこの種の問題について報酬審議会が私は開かれてきていないんじゃないかと思っておりますけれども、何年から開催しないで今日まで至っているかお伺いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

過去における審議会の開催状況でございますが、直近では平成 19 年の 1 月 29 日に、これは地方自治法を改正する法律の施行によりまして、市町村における助役制度を廃止しまして副市長制度が設けられました。これにつきましては、副市長の月額報酬を設定するに当たりまして審議会への諮問をしております。

それから、その前でございまして、大分さかのぼりまして、平成 8 年の 11 月 29 日の日に、これは人事院勧告及び当時の県内の、当時は宮城県内 8 市でございましたが、それが特別

職の報酬について平均額を基礎にその改定が行われまして、その際に市長の方から諮問をされまして、現在の市長、それから当時の助役、それから収入役、あと議長、副議長、議員の報酬について決定をされてございます。ですから、現在の市長、副市長、それからあと議員さん方の報酬等については、平成8年のこの審議会で決定された額をそのまま継承しているということでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

少なくとももう一昔前に開かれてそのままになっているということですので、現下の地方自治の情勢を含めて、少なくとも特別職の待遇はこれでいいのか、今後、将来に向けての多賀城市の行き先を含めて、やはりそういう会があるとすれば、私はその場で議論していただいて、それらの学識経験者の御意見を踏まえながら、こうあるべきだという指針をやはり出すべきじゃないのかというふうに思っております。

今回開催されていないという、上げることでないから、報酬関係でないから開催されないということですが、少なくとも私は今後に向けてはそういう面も含めて報酬審議会なりそういう機関を開いて、御意見を幅広く聞いていながらこれからの特別職のあり方というものについても考える時期であろうと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

ただいまの御意見を十分参考にしながら、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより各議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（石橋源一）

以上で、今期臨時会の会議に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 21 年第 4 回多賀城市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1 時 34 分 閉会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 21 年 11 月 27 日

議長 石橋 源一

署名議員 小嶋 廣司

同 竹谷 英昭